

令和8年度
中堅・中小企業高付加価値化投資促進
補助金
公募要領

令和8年3月
三重県雇用経済部

＜お問い合わせ先＞

三重県雇用経済部 企業誘致推進課 企業誘致班

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁8階

TEL：059-224-2819 E-mail：kigyoyu@pref.mie.lg.jp

1 補助金の目的

この補助制度は、中堅企業者及び中小企業者が、
「ものづくり基盤技術の高度化、成長分野における生産拠点の強化」
「付加価値の高いサービスを提供する集客・交流施設の整備」
のいずれかのため、新たに三重県内で設備投資を行う際に、その費用の一部を支援することにより、県内における新たな投資を促進し、雇用の維持を図ることを目的としています。

2 補助事業の内容

(1) 補助事業者（※1）

- ・中堅企業者：産業競争力強化法第2条第24項に規定するもののうち個人を除くもの
⇒従業員数2,000人以下であり、下記中小企業者を除くもの
- ・中小企業者：産業競争力強化法第2条第23項に規定するもののうち個人を除くもの
⇒下記表に該当するもの

業種	資本金	従業員数
① 製造業・その他業種 ※②～④を除く	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下

(2) 補助対象事業

	製造業型	サービス産業型
補助対象事業	下記①・②のいずれかに係る事業 ①ものづくりの基盤技術（※2）を高度化することによる競争力の強化 ②本県の成長を導く高付加価値の成長分野（※3）における生産拠点の強化	下記①・②・③のうち2つ以上の機能を備えた付加価値の高いサービスを提供する集客・交流施設の整備に係る事業 ①体験交流機能 ②地域製品の加工または販売機能 ③飲食または宿泊機能 ※地域課題の解決に資する事業（※4）を行う場合は、①から③のうち1つの機能を満たせば申請可能
補助率	中堅企業者：補助対象投資額（※5）の10%以内 中小企業者：補助対象投資額の15%以内	
補助限度額	1企業につき2,000万円まで	
投資要件	設備投資額 1,500万円以上	設備投資額 1,000万円以上
雇用要件	申請時点の常用雇用者数（※6）と同数以上となるよう、維持・拡大に努めること。なお、雇用調整・人員整理による減員は認めない。	

- （※1）補助対象者における従業員数とは、連結ではなく、単体での人数とします。また、みなし大企業に該当する場合は、対象外とします。
- （※2）ものづくりの基盤技術とは「中小企業等経営強化法」に基づく「中小企業の特定期間におけるものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針」において特定ものづくり基盤技術として定時された12分野の技術をいいます。
- （※3）高付加価値の成長分野とはグリーン・デジタル関連、食品関連、ライフイノベーション関連の成長産業、及び高度部材関連産業をいいます。

- (※4) 地域課題の解決に資する事業とは、新しいビジネスモデル、ノウハウを活用した事業を通して、三重県の地域課題（人口減少、超高齢化社会、若者の県外流出等）の解決に資する、営利を目的とした事業をいいます。
- (※5) 補助対象投資額とは、機械、設備等の償却資産とします。（土地、建物、リース契約物については対象外です。）
- (※6) 当補助金における常用雇用者とは、次の要件をすべて満たす者です。
- ① 雇用期間の定めのない者（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条に規定する継続雇用制度により雇用された者を含む。）
 - ② 雇用保険法第7条の規定による届出により、同法第9条第1項の確認を受けた者
また、常用雇用者数について、申請後に申請者を訪問し、現地確認をする場合があります。
その際は、次の書類をご準備いただくこととなります。
 - ・従業員名簿
 - ・雇用期間に定めがないことがわかる書類（雇用契約書、労働条件通知書、就業規則等）
 - ・雇用保険に加入していることがわかる書類（事業所別被保険者台帳等）

3 応募手続き

(1) 提出書類

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 法人に係る定款、登記事項証明書、役員一覧表
- ③ 最近3年間の決算書（附属明細書を含む）
 - ※ 財務状況について、別途詳細な資料等の提出を求めています。
- ④ 三重県の県税の納税証明書（全ての県税に滞納がない旨の証明）
- ⑤ その他必要とする書類（プレゼン資料等）
- ⑥ 事前着手届（様式第2号）
 - ※ 交付決定前に発注等を行う場合

(2) 提出方法及び提出期限

メール、郵送又はご持参ください。

※ 申請にあたっては必ず事前にご相談ください。内容や添付書類に不備がある場合は受け付けられません。

- ① メールで提出する場合
上記3（1）に示す提出書類を、令和8年4月1日（水）から令和8年4月30日（木）17時15分までに以下のメールアドレスに提出してください。
なお、三重県の県税の納税証明書等については、原本をPDFに変換の上、ご提出ください。
〈提出先〉企業誘致推進課メールアドレス：kigyoyu@pref.mie.lg.jp
- ② 持参または郵送で提出する場合
上記3（1）に示す提出書類を、令和8年4月1日（水）から令和8年4月30日（木）17時15分まで【必着】に提出してください。

〈提出先〉 〒514-8570 三重県津市広明町13番地（三重県庁8階）
三重県雇用経済部 企業誘致推進課 企業誘致班

4 採択方法及び採択基準

(1) 採択方法

応募のあった事業計画について、中堅・中小企業高付加価値化投資促進補助金審査委員会において、審査を実施（必要に応じプレゼンテーション等による聞き取りも実施）し、予算の範囲内で事業計画の採択を決定します。

(2) 採択基準

- ①生産設備等導入による事業の競争力・効果、市場の成長性、競合他社との優位性、事業の継続性・実現性、雇用の維持、財務状況など
- ②設備投資額が基準額以上となること
- ③補助対象となる生産拠点での常用雇用者数について、申請時点と同数以上となるよう、維持・拡大に努めること
（交付要領補助金返還規定において、事業完了後3年間は維持・拡大に努めることが求められます）
- ④令和9年2月15日までに事業完了できること

5 その他

その他、詳細な要件等については、三重県補助金等交付規則、雇用経済部関係補助金等交付要綱、三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱及び中堅・中小企業高付加価値化投資促進補助金交付要領をご確認ください。

【参考】＜事業計画書の提出から補助金交付までのスケジュール（予定）＞

